

別記様式（第5関係）

会 議 録

会議の名称	西東京市介護保険運営協議会・第14回会議
開催日時	平成21年1月20日（火曜日） 午後1時から午後3時35分まで
開催場所	西東京市役所防災センター6階 講座室
出席者	（委員） 須加委員、五十里委員、橋岡委員、石井委員、岩崎委員、織田委員、北澤委員、齊藤委員、高岡委員、豊富委員、中村委員、平野委員、平山委員、吉岡委員、陸名委員（欠席：畠山委員、北川委員） （傍聴） 3名 （事務局） 福祉部長、福祉部参与、高齢者支援課長以下7名
議 題	1 第13回会議録の確認について 2 介護保険料の設定について 3 低所得者に対する市独自による介護保険料・利用料の軽減制度について 4 その他
会議資料	送付資料 資料1 介護保険運営協議会第13回会議録 資料2 西東京市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画〔第4期〕策定検討の枠組み(1月) 追加資料 資料3 介護保険料の設定 資料4 平成18・19年度人口割合と普通徴収収納率 資料5 武蔵野市第3期事業計画期間中介護保険料所得段階別保険料 資料6 介護保険料の独自減免の主な内容 資料7 介護サービス利用者負担額の独自軽減の主な内容
会議内容	全文記録 発言者の発言内容ごとの要点記録 会議内容の要点記録

1. 開会

- 事務局より 阿委員長の逝去についての報告
- 開会の挨拶（副委員長）
- 配付資料の確認（事務局）

2. 議題

(1) 第13回会議録の確認について

会議録の確認、特に問題なし。

(2) 介護保険料の設定について

事務局：前回の宿題であった資料4 平成18・19年度人口割合と普通徴収収納率、資料5 武蔵野市第3期事業計画期間中介護保険料所得段階別保険料を提示。

・資料3 介護保険料の設定の説明。

副委員長：今の事務局の説明で、何か質問はないか。

委員：介護給付費準備基金を全額繰り入れることによってどういう影響があるのか。

事務局：介護保険制度が始まったときからの制度で、剰余金があったときに貯めて、不足しているときに使うというもので、余裕があったときに貯めた基金のこと。準備基金を入れることによって、余裕が生まれ、基準額が低く抑えられる。

委員：累積剰余金を取り崩して、次期に使うということか。

事務局：介護保険の財政は、財源は、介護保険料、国と都と市の財源であるが、サービスの利用が計画よりも下回った場合は、各年度の剰余金が生じてくる。これを準備基金として積み立てている。これを、次期に取り崩していく。それで、保険料が下がることになる。

委員：次期にすべて基金を使い果たそうということか。

事務局：ほぼ使い切っていこうということである。国からも、なるべく基金を使い切って保険料を抑えていこうという指針となっている。特に、今回は報酬改訂もあるため、保険料が上がるので、基金を活用していく。

委員：市民説明会でも準備基金が4億円というお話であったが、間違いはないか。

事務局：その後、精査した結果、5億2千万ほどになると推計され、全額を取り崩す予定である。介護保険は、各計画期間で考えていくことが基本となる。市民説明会の時よりは、基金が少し増えている。

委員：自然増分と報酬改訂増分があるが、すべてサービスで使い切っていないということで、たまたま発生したものが基金である。改訂分は、国がもつということか。4期の見込みは、かなりの伸びを見込んでいるので、基金を取り崩さないといけないということか。

事務局：基金は、たまたま発生したものであるということである。給付費が予定より下回ったためにたまたま発生したもので、年によって増えたり減ったりする。報酬改定による給付費の伸びに対しては介護従事者処遇改善臨時特例交付金として、全部国が負担するのではなく、21年度は増額分の全額国負担であるが、22年度では半分、23年度は負担がない。第4期事業計画期間では、各サービスの伸びを参考にしながら、給付費の自然増分と合わせて、基金を取り崩すことになる。

委員：サービスを使いやすい制度であれば、基金があまり貯まらないはずではないか。制度そのものを監視していかないと、自治体の運営も大変になってくるのではないか。

副委員長：事務局案は、多段階案2の案となるが、これについてのご意見はないか。

委員：資料4で、所得段階別の普通徴収の収納率が示されているが、これを保険者としてどういう風に解釈しているのか。

事務局：第1段階の収納率が高い理由としては、生活保護世帯が含まれており、保護費から支

払われるため、ケースワーカーが代理納付をすることができ、そのため納め忘れが少ないため、収納率が高い。第2段階については、そういう制度がないため、収納率が低い。そのため、この第2段階の保険料率を下げ、保険料を低く設定した。能力に応じた段階分けに期待をしている。

委員：感覚として、収納率が低い第2段階は負担が重いということか。新8段階～11段階の方は負担が増えるが、増える所得階層の方はどう考えるのか。

委員：低所得者の保険料をできるだけ下げ、高額所得者は能力に応じて支払っていただくという考え方はいいと思う。これが福祉というものである。この案に賛成である。

委員：今の経済状態を考えると、いろいろお考えになった上での数字なので、これでいいとは思いますが、保険料改訂後の収納率についても、今後の協議会で示していただきたい。

委員：国の保険料率は9段階で、西東京市は12段階であるが、国の設定では不足であると市が判断したとということか。

事務局：第3期から、各自治体で状況に応じて、多段階化をして良いと言うことになったため自治体で検討して、市の実情にあったものをつくることになった。

委員：今回、基金を全部使うということは、今後もまた、剰余金は出てくるのか。

事務局：計画通りの給付金であれば、剰余金はでない。

副委員長：介護保険の基金は、市の一般財政の基金とは違うため、多めにサービス利用で赤字が出た場合は、財政安定化基金はもともと準備基金が積みあがっていくことは想定されていなかったもので、準備基金残額がなくなることを不安視するものではない。国が介護サービス制度で制限しすぎて、黒字が出てしまうことが本来はおかしい。

委員：3年間同じ保険料であることは、良いことであると思う。高額所得の方にたくさん払っていただくことに賛成である。一般の方は、財源のことなど知らない方が多いので、広報活動など努力していくべきである。介護保険があって安心だという使い方、使われ方をするようにして欲しい。

委員：事務局案に賛成である。

委員：特に意見はない。

委員：やはり高額所得の方の上昇分が気になる。

委員：低所得の方に手厚くされて良い。

委員：保険料支払いに見合ったサービスが受けられるといいと思う。

委員：準備基金の金額を知り、驚いた。低所得者については、保険料が下がったことは良いことである。第2段階の生活が苦しい方にも、高額所得の方にも同じようにサービスが提供されるべきである。

委員：事務局案が良いと思う。

委員：本来国が福祉について保証すべきであって、保険料について話し合わなければならないことが残念。

委員：多段階に異論はない。利用者はすべて1割負担なので、考えていただいた案でいい。

委員：事業者の立場として、質のいいサービスを提供したい。

委員：2つの案があるが、2案のようにそこまで細かくする必要はあるのかと思う。

委員：介護保険制度が長続きするようにお願いしたい。平等ということが大切なので、収納率に努力をしていただきたい。ヘルパー不足についても、市で関与できるところ

があれば、関与をお願いしたい。

副委員長：委員の方からは、市の提案2という意見が多いので、これをお願いしたい。

(3) 低所得者に対する市独自による介護保険料・利用料の軽減制度について

事務局：資料6 介護保険料の独自減免の主な内容

資料7 介護サービス利用者負担額の独自軽減の主な内容について説明

副委員長：他市の状況の照会であるが、市としては、保険料の多段階化で低所得者への配慮を行うということである。

委員：西東京の減免はあるのか。

事務局：ありません。

委員：低所得者の方の自己負担は大きな問題である。デイサービスにいくと食事代や利用料がかかるため、サービス利用をされない方は多い。

副委員長：1割自己負担や食費の負担について、事務局で検討は行ったのか。または、今後検討するのか。

事務局：これまでも検討してきた。サービスの利用者負担の軽減は国制度によるものである。

委員：こういう減免のやり方があるなら、もっと前に知りたかった。基金が5億何千万もあるなら、こういう減免をやっていたらいい。

副委員長：在宅サービス利用者への軽減がされていないので、市独自で検討していただきたい。

委員：軽減措置は介護保険の財源で行っているということであれば、それほど多い負担額ではないので、検討して欲しい。

委員：施設利用者と在宅サービス利用者の減免の差があってもいいと思う。

副委員長：ぜひご検討いただければと思う。

事務局：国制度に基づき、介護保険制度を行っていききたい。国に要望していききたい。介護保険外のサービスについては、市独自のサービスが充実していると思う。

委員：利用者負担がサービスの利用を控えていることもあるのであれば、考えて欲しい。

副委員長：低所得者対策としての貸し付けや助成をぜひご検討をお願いしたい。

委員：お金があってもヘルパーさんがいないため、サービスが利用できない状態にならないようにして欲しい。また、サービス利用の現状を把握して行く必要があると思う。

(4) その他

事務局：次回の日程は2月10日(火曜日)午後1時～午後2時30分で、最終の委員会となる。なお、引き続き、高齢者保健福祉検討委員会をおこなう。全員の方に、このまま参加していただきたい。